

令和3年度の介護報酬改定により新たに定められた主な事項

1. 感染症対策の強化について（3年の経過措置あり）

2. 業務継続に向けた取組の強化について（3年の経過措置あり）

参考）厚生労働省該当HP

[介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)

3. 災害への地域と連携した対応の強化について

4. 認知症介護基礎研修の受講義務づけについて（3年の経過措置あり）

5. ハラスメント対策の強化について

参考）厚生労働省該当HP

[介護現場におけるハラスメント対策 \(mhlw.go.jp\)](#)

6. 高齢者虐待防止の推進について（3年の経過措置あり）

参考）「(障害者・高齢者)虐待防止と施設・事業所に求められる体制整備と身体拘束・行動制限の廃止を考える研修会研修動画（講義3）「障害者・高齢者虐待に係わる施設・事業所に求められる体制整備について」

<https://youtu.be/pTD14yH1y7c>